平成３０年（フ）第６０号
茨城県古河市駒羽根399番地１
債務者　小林　浩二
１　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第７０号
兵庫県宝塚市湯本町９番10―505号、前住所兵庫県宝塚市月見山１丁目３番24―606号
債務者　三宅　正雄
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
島根県江津市嘉久志町イ650番地　303号
債務者　森山　寿彦
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第５１号
青森県八戸市石堂１丁目28番６号　コスモハイツＢ101、前住所青森県八戸市是川４丁目３番地２　県営50―２―１
債務者　堺　　信博
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１１０号
茨城県稲敷郡阿見町中央２丁目17番37号
債務者　湯原　　丞
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第７９号
新潟市西区新中浜１丁目11番地４　プリマヴェーラ102、前住所新潟市西区五十嵐中島３丁目12番32号８
債務者　富樫健太郎
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
新潟県長岡市与板町与板乙2428番地１　ヴィベールＢ202号室
債務者　佐藤　　晶
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８２号
新潟市東区藤見町２丁目３番14号　コーポサンハウス104号
債務者　中井　史美
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３７号
新潟市中央区弁天橋通１丁目20番６号
債務者　須田　和行
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４２号
新潟市中央区鳥屋野４丁目２番48号
債務者　土屋　茂樹
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５２号
新潟市西区寺尾北２丁目９番18号
債務者　町野　亜衣
１　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
新潟県阿賀野市外城町９番６号
債務者　肥田　大輔
１　決定年月日時　平成30年５月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成３０年（フ）第１１６号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地265、前住所山梨県北杜市高根町村山北割1059番地
債務者　小平　千秋（旧姓佐久間）
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
山梨県甲府市音羽町１番13号、前住所山梨県甲府市山宮町1650番地　小林住宅４号
債務者　岩下ジョシリンこと　ＩＷＡＳＨＩＴＡ　ＪＯＣＥＬＹＮ　ＲＯＤＲＩＧＵＥＺ
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９３号
長野市大字高田1121番地１　シャイニーグレンジ岡Ａ105
債務者　花岡　美里
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
岐阜市洞972番地17　（セジュール村瀬　Ｂ棟　102号室）
債務者　服部　晃子（旧姓兼松）
１　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岐阜地方裁判所